三　健康保険法第百六条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百十四条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金の支給に関する情報

ロ　当該申請に係る子又は当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

四　健康保険法第百十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第百四十七条の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

五　健康保険法第百十五条の二第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

六　健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該届出に係る被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ　当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

七　健康保険法施行規則第五十条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該確認に係る被扶養者又は当該者に係る健康保険法施行規則第三十八条の届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

八　健康保険法施行規則第五十六条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

九　健康保険法施行規則第六十一条第二項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。次号から第十二号までにおいて同じ。）による食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

十　健康保険法施行規則第六十二条の四第二項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

十一　健康保険法施行規則第百五条第一項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

十二　健康保険法施行規則第百二十条第一項の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該届出に係る被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ　当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第三条　法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　健康保険法第九十九条第一項の健康保険組合が管掌する健康保険（以下この条において「組合管掌健康保険」という。）の被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

二　健康保険法第五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者（同法附則第三条の特例退職被保険者を含む。以下この条において同じ。）であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料、葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

三　健康保険法第六条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百十四条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金の支給に関する情報

ロ　当該申請に係る子又は当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

四　健康保険法第百十五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

五　健康保険法第百十五条の二第一項の組合管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

六　健康保険法施行規則第二十四条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

七　健康保険法施行規則第三十八条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該届出に係る被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ　当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

八　健康保険法施行規則第五十条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該確認に係る被扶養者又は当該者に係る健康保険法施行規則第三十八条の届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

九　健康保険法施行規則第五十六条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報